



函館市監査公表第5号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項および第4項の規定に基づき、南茅部支所を対象として、定期監査を実施したので、その結果を同条第9項の規定により、別紙のとおり公表する。

平成28年2月8日

函館市監査委員 山田潤一

函館市監査委員 植松

函館市監査委員 吉田崇

函館市監査委員 阿部善



平成27年度 定期監査結果報告書（南茅部支所）

1 監査の対象部局

南茅部支所

2 監査の対象

財務監査

平成27年4月1日から平成27年8月31日までに執行された収入事務、支出事務、契約事務およびこれらに関連する事務

3 監査の期間

平成27年10月5日から平成27年12月25日まで

4 監査の方法

今回の監査は、上記の事務を対象として調査事項を定め、関係法令等および予算に基づき、適正に執行されているかについて実施し、監査にあたっては、抽出により諸帳簿等の関係書類について検査を行うとともに関係職員から説明を聴取した。

5 監査の結果

本件定期監査の結果は、以下のとおりである。

(1) 全般的な事項

ア 予算の執行について

予算の執行においては、歳入・歳出予算の執行状況を収入原簿、支出負担行為整理簿等の関係書類をもとに検査した結果、適正に執行されていた。

イ 現金取扱事務について

現金取扱事務においては、現金出納簿、保管金払込書、収入原簿等の関係書類をもとに検査した結果、適正に処理されていた。

ウ 庶務的事務について

庶務的事務においては、出勤簿、休暇承認簿、時間外勤務命令簿等の関係書類をもとに検査した結果、適正に処理されていた。

(2) 個別的事項

ア 契約事務について

契約事務においては、南茅部地域福祉バス運行業務委託を対象とし、契約から支出命令に至るまでの執行状況を契約書、支出負担行為伺書等の関係書類をもとに検査した結果、適正に執行されていたが、次のとおり意見を付す。

(ア) 意見

委託料の算出にあっては、委託契約書別記の運行業務処理要領において「管理者の指示に基づき休憩した場合、1時間を限度として運行時間から控除する。」としているが、管理者の指示とはどのような場合を想定しているかの明記がなく曖昧であることから、明文化するなど整理が必要であると思料する。